

令和7年11月15日改定

通所介護重要事項説明書

1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

【電 話】 042 - 596 - 4112

【担 当】 生活相談員

2 老人デイサービスセンター 福楽園の概要

(1)送迎できる範囲

名 称	老人デイサービスセンター 福楽園
所 在 地	あきる野市網代326-1
事業所番号	1374900445
送迎サービスを提供する対象地域	あきる野市及び日の出町にお住まいの方

(2)職員の体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1			1
生活相談員	2			2
機能訓練指導員(理学療法士)		1	兼務	1
看護職員(看護師・准看護師)		9	機能訓練指導員兼務	9
介護職員	4	5		9
運転手	5	2	業務係兼務	7

(3)センターの設備等

定 員	40 名	静 養 室	1
食堂兼機能訓練室	1室 257.4㎡	相 談 室	1
浴 室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	送 迎 車	7 台

(4)営業時間

年中無休	9時 ~ 18時
------	----------

3 提供するサービス内容

(1)送迎

送迎車により、事業所と自宅との間を行います。

(2)食事

利用者にあつた食事を提供します。

(3)入浴

見守りや直接介助により、入浴を提供します。

(4)機能訓練

理学療法士、看護職員、介護職員、生活相談員が共同して個別機能訓練計画書を作成し、計画的に対象者に対し機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

※但し、12月30日～1月3日を除く

(5)サービス相談

当事業所おける、サービスについての相談及び関係機関等との連絡調整を致します。

(6)レクリエーション

①併設施設において実施される行事等に参加できます。

②活動によっては、別途利用料金がかかるものもあります。

(7)排泄

随時、排泄介助をいたします。(オムツ、リハビリパンツ、パットをご利用の方は持参下さい)

4 通所介護費について

詳細については別紙1-1を参照。

5 介護予防・日常生活支援総合事業(第1号 通所事業)費用について

詳細については別紙1-2を参照。

6 個人情報保護に対する基本方針

社会福祉法人豊生会(以下、「法人」という)は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

当法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制等を確立し、個人情報に関連する法令その他関係諸法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守、個人情報の保護を図ることをここに宣言いたします。

また“個人情報の利用目的”を別途定め、ご理解とご同意をお願い申し上げます。
ご同意いただけない項目や疑問等につきましては、個人情報相談窓口にお申し出ください。
お申し出のないものにつきましては、ご同意いただけたものとして取り扱わせていただきます。
なお、これらの申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことが出来ます。

(1) 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 委託については、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

(2) 個人情報の安全性確保の措置

- ① 当法人は、個人情報保護の取り組みを全職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規定類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、または、き損の予防及び是正のため、当法人内において規程を整備し安全対策に努めます。

(3) 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除等への対応

当法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、こちら(個人情報相談窓口、相談室、電話042-596-4112)までお問い合わせ下さい。

(4) 苦情の処理

当法人は、個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適正かつ迅速な処理に努めます。

社会福祉法人 豊生会 理事長
特別養護老人ホーム 福楽園 施設長
老人デイサービスセンター 福楽園 センター長

7 サービスの中止

お客様の都合でサービス利用を中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

(1)サービス提供日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
(2)サービス提供日の前日午後5時までにご連絡いただかなかった場合	保険外料金を徴収
(3)サービス提供中、体調不良等の理由により介護の実施が中止された場合	通常料金

※1 (3)について、サービス開始より、2時間未満の場合は、(2)と同様の料金となります。

※2 特別通所を希望された場合に於いてもサービス利用を中止する際は、上記(1)～(3)と同様と致します。

8 健康上の理由による中止

(1)風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。

(2)当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容を変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、対応します。

(3)ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

※ (1)～(3)いずれも、お客様及びその家族のご意向を確認し対応させていただきます。

【緊急連絡先】

氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

【主治医】

病院又は診療所	
医 師 名	
住 所	
電話番号	

9 サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、通所介護計画を作成して、サービスを開始させていただきます。

(2)サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設等に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

10 相談、要望、苦情等の窓口

(1) 通所介護に関する相談、要望、苦情等は、下記窓口かサービス提供責任者までお申し出下さい。

サービス相談窓口	
電話番号：042-596-4112	担当者：センター長 鈴木将司
受付時間：日～土曜日 9:00～18:00	生活相談員 織田英樹 桑原美香

(2) 行政機関その他苦情受付機関

あきる野市介護保険担当課	所在地 東京都あきる野市二宮350 電話番号 042 - 558 - 1111
国民健康保険団体連合会	所在地 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階 電話番号 03 - 6238 - 0011 F A X 03 - 6238 - 0022
東京都社会福祉協議会	所在地 東京都新宿区神楽河岸1-1 電話番号 03 - 3268 - 7172 F A X 03 - 3268 - 7287

年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基ついて重要な事項を説明しました。

(事業者)

所在地	あきる野市網代326-1
名称	老人デイサービスセンター福楽園
事業所番号	1374900445

(説明者)

所属	センター長
氏名	鈴木将司 印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。
※尚、利用者の判断能力に障害が見られる場合は、ご家族の方、および成年後見人等の第三者である立会人による契約の締結をお願い致します。

(利用者)

住所	
氏名	印

(代理人)

住所	
氏名	印

1 通所介護費について

地域区分は5級地で1単位 10.45円

(1)介護度別単位数

介護度	1日の単位数 6時間以上7時間未満
1	584 単位
2	689 単位
3	796 単位
4	901 単位
5	1008 単位

(3)介護保険外の費用

	介護保険外費用	金 額
1	食事	765 円/日
2	おやつ	110 円/日

(4)その他費用

	その他費用	金 額
1	喫茶	220 円/回
2	押花	220 円/回
3	生花	600 円/回
4	茶道	220 円/回

※不定期な企画行事については案内にて。

(2)各種加算項目

	各 種 加 算 項 目	単位数
1	入浴介助体制加算Ⅰ	40 単位
	入浴介助体制加算Ⅱ	55 単位
2	個別機能訓練加算Ⅰイ	56 単位
	個別機能訓練加算Ⅰロ	76 単位
	個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位
3	認知症加算	60 単位
4	若年性認知症利用者受入加算	60 単位
5	中重度者ケア体制加算	45 単位
6	科学的介護推進体制加算	40 単位/月
7	ADL維持等加算Ⅰ	30 単位/月
	ADL維持等加算Ⅱ	60 単位/月
8	サービス提供強化加算Ⅰ	22 単位
	サービス提供強化加算Ⅱ	18 単位
	サービス提供強化加算Ⅲ	6 単位
9	介護職員処遇改善加算Ⅰ	(所定単位数×92/1000)/月

※1、3は実施した方のみ負担となります。

(5)1日の利用者負担金額目安

介護度	介護保険 利用者負担	食事	おやつ	利用者負担分 1日の合計金額
1	610 円	765 円	110 円	1,485 円
2	720 円	765 円	110 円	1,595 円
3	832 円	765 円	110 円	1,707 円
4	942 円	765 円	110 円	1,817 円
5	1,053 円	765 円	110 円	1,928 円

※ (5)、(2)の該当項目、(4)を足した総額が目安です。

2 介護予防・日常生活支援総合事業(第1号 通所事業)費用について

地域区分は5級地で1単位 10.45円

(1)介護度別単位数

要支援	1月の単位数
1	1,798 単位
2	3,621 単位

(3)介護保険外の費用

	介護保険外費用	金 額
1	食事	765 円/日
2	おやつ	110 円/日

(4)その他費用

	その他費用	金 額
1	喫茶	220 円/回
2	押花	220 円/回
3	生花	600 円/回
4	茶道	220 円/回

※不定期な企画行事については案内にて。

(2)各種加算項目

	各 種 加 算 項 目	単位数
1	サービス提供強化加算Ⅰ1	88 単位
	サービス提供強化加算Ⅰ2	176 単位
2	科学的介護推進体制加算	40 単位/月
3	介護職員処遇改善加算Ⅰ	(所定単位数×92/1000)/月

※3～5はR6.5.31まで、以降は6が適用になります。

(5)1月の利用者負担金額目安

支援	介護保険 利用者負担
1	1,879 円/月
2	3,784 円/月

食事	おやつ	×	利用 日数
765 円	110 円		

※ (5)、(2)の該当項目、(4)を足した総額が目安です。

3 他

○代理人等について

(1) 事業所では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元引受人の設定をお願いしています。

- ① 代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。
- ② 代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、事業所と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。
- ③ 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2) 代理人の職務は次の通りとします。

- ① 利用者に代わって又は利用者とともに、解約・解除の意思表示および手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告・通知の受療、事業所との協議等を行なうこと。
 - ② 利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。
- (3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。

利用者と連携して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。

(4) 身元保証人の職務は次の通りとします。

利用契約が終了した後、事業所に残された利用者の所持品(残置物)を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

- ① 連帯保証人の負担は、極度額500,000円を限度額とします。
- ② 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに確定するものとします。
- ③ 事業所は連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償等の額、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
- ④ 連帯保証人が死亡または破産手続き開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

○禁止事項

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

- ① 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等。
- ② 職員又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと。(正常なサービス提供に支障があると判断した場合は利用をお断りする場合があります)

○事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

○高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために研修等を通して職員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため基本方針を作成し職員教育を行います。

○第三者評価の実施状況

実施した直近の年月日 : 令和6年2月1日

実施した評価機関の名称 : 株式会社ケアシステムズ

評価結果の開示状況(法人ホームページ・とうきょう福祉ナビゲーション)